

■入札説明書等に対する質問への回答

No.	公表資料名称	頁	第	1	(1)	1)	①	他	質問内容	回答
1	入札説明書	4	2	1	(9)		⑧		所有権移転業務が業務内容に含まれておりますが、引渡後に、松山市長名において、表題登記および保存登記、既設斎場の解体後においては抹消登記を行う理解でよろしいでしょうか。また、登記費用については事業者負担との理解でよろしいでしょうか。	松山市長名で新斎場の整備後に表題登記を行ってください。これらの登記費用は事業者負担とします。登記に関する規定が特定事業契約書（案）上にないため、追加します。 なお、保存登記は事業者の業務外です。
2	入札説明書	4	2	1	(9)		⑨		業務内容⑨「その他施設整備上必要な業務」について、想定される業務内容をご教示お願いいたします。	事業者の提案により新たに必要となった許認可申請や調査業務、事業全体の統括等を想定しています。
3	入札説明書	6	2	1	(13)	1)	①		施設整備業務に係る対価のうち、所有権の移転後に一括でSPCに支払うとされた特定事業契約書に定める金額とは、事業者提案による金額となるのでしょうか。（特定事業契約書（案）別紙11の記述より） もしその限度額や計算方法があれば、そちらをご教示ください。	施設整備業務に係る対価であるサービス購入費A-1及びサービス購入費A-2の額は提案審査様式集様式2-2(Excel)でご提案いただけます。 また、起債対象となる施設整備業務の費目は、設計業務及び建設業務にかかる費用のうち、外構工事費、現斎場の解体・撤去に係る設計費及び建設工事費を除くものとします。
4	入札説明書	7	2	1	(13)	3)			2023年9月28日松山市教育研修センターで行われた官民対話において「電気は公共施設全体を市で調達している」というご説明が松山市様からありました。当事業の電気料金も公共施設全体を市で支払うと考えて良いのでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	入札説明書	11	3	3	(3)	1)	⑥		確認ですが、7月22日の参加表明として提出する書類に⑥入札参加辞退届は不要と考えてよろしいでしょうか。	⑥入札参加辞退届は、参加表明書を提出後に参加を辞退する場合に提出する書類のため、参加表明書及び参加資格申請書類の提出時には不要です。 入札説明書の該当箇所は修正します。
6	入札説明書	11	3	3	(3)	2)	⑤		法人事業税の納税証明書の提出を求められておりますが、愛媛県内に事業所がない場合は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	入札説明書	17	3	4	(4)	4)			設計業務の一部を設計企業から受託する場合には、参加資格要件を満たす必要はないと考えてよろしいでしょうか。例えば、構造設計や設備設計を、SPCから発注を受けた設計企業から受託する場合。 また、上記に関連して、SPCから発注を受けた設計企業から建設企業が、設計業務の一部を受託することはよろしいでしょうか。例えば、構造設計や設備設計を、建設企業が受託するなど。	入札参加表明者ではない者（構成企業や協力企業となる意図はなく入札に参加しない事業者）は、参加資格要件を満たす必要はありませんが、特定事業契約書（案）に示すとおり、業務の全部又は一部を第三者に委託する場合は、市の事前の書面による承諾を得る必要があります。 また、建設企業が設計業務に従事される場合は、設計企業としても参加資格の申請を行ってください。
8	入札説明書	17	3	4	(4)	4)	③		「平成21年度以降に元請として延床面積1,000㎡以上の公共施設の新設、改築または移転事業の実施設計を完了した公共工事の実績を有すること。」と記載がありますが、公共施設とは地方自治体が発注した新設、改築または移転事業でPFI法及びデザインビルド方式に基づいて実施された業務であり、受注者が設立した民間企業（SPC会社）からの発注業務も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、発注者は地方自治体には限りません。
9	入札説明書	19	3	4	(4)	12)			SPCの統括マネジメント業務（資金計画ならび資金管理業務）を行う「その他企業」が「協力会社」として本入札に参加する場合の松山市競争入札参加資格者名簿への登録要件について確認させて下さい。 3/15付けの実施方針質疑回答No.10で「その他企業として参加する場合は入札参加者名簿の登録は不要」との記載がありました。あらためて「協力企業」は資格者名簿への登録は新規・継続を含め全く不要との理解でよろしいのでしょうか。	SPCの構成企業や協力企業として、本事業に「その他の企業」として参加する場合、法令上必要とされる資格等を有していれば、松山市競争入札参加資格者名簿への登録は新規・継続ともに不要です。

No.	公表資料名称	頁	第	1	(1)	1)	①	他	質問内容	回答
10	入札説明書	23	4	2					現斎場跡地から新斎場へ至る階段などの予定価格算定時の造形工事の費用算定時の仕様をお教えてください。	現斎場跡地から新斎場へ至る歩行者通路の仕様は、事業者の提案によるものとします。 また、予定価格の内訳や算定根拠は公表しません。
11	入札説明書	別紙 1-1							リスク分担 契約締結リスク 3 「事業者と契約が結べない、または契約手続きに時間がかかる場合」の分担について、「議会の議決が得られないことにより契約締結が遅延・中止した場合は、それまでにかかった市及び事業者の費用は、それぞれの負担とする。」とするとの注釈(※1)記載がありますが、議会議決による理由の場合など、市側の事情によるリスクは、市の分担としていただきたいと考えます。	原案のとおり、契約締結までにかかった費用負担については、それぞれの負担とします。
12	入札説明書	別紙 1-1							リスク分担 契約締結リスク 7 「債務負担行為に関する議決を得られないことによる契約締結の遅延・中止」の分担について、「議会の議決が得られないことにより契約締結が遅延・中止した場合は、それまでにかかった市及び事業者の費用は、それぞれの負担とする。」とするとの注釈(※1)記載がありますが、議会議決による理由の場合など、市側の事情によるリスクは、市の分担としていただきたいと考えます。	No. 11の回答をご参照ください。
13	入札説明書	別紙 1-1							リスク分担 契約締結リスク 10 「法制度・税制度・許認可の新設・変更に関するもの(上記以外のもの)」の分担について、上段9項と同様、不可抗力のリスクは、市の分担としていただきたいと考えます。	法令変更による増加費用及び損害の負担割合については、特定事業契約書(案)別紙12に示すとおりです。 入札説明書の該当箇所は修正します。
14	入札説明書	別紙 1-5						※5	埋蔵文化財について、「事業者の調査に不備等がある場合には、・・・起因して発生する増加費用及び損害を負担する」とありますが、要求水準書p11には「新斎場敷地においては、・・・埋蔵文化財が存在する可能性が低いことや埋蔵文化財包蔵地に該当しないことから、試掘調査等は不要とする。」とあります。 事業者の調査とは、どのような調査を想定されているかご教示願います。	要求水準書で不要としている試掘調査等を事業者の判断において実施した場合を想定しています。
15	要求水準書	4	1	5	(5)			※2	本施設の供用開始を早められることが可能との表記について、実施方針質疑回答No. 26にて早めた場合の評価基準を落札者決定基準で示すとなりましたが、落札者決定基準の評価項目には、供用開始を早めることによる評価はないようです。早めた場合の評価についてご教示ください。	落札者決定基準P7第4の2(1) No. 10施工計画、施工方法等の①施工計画及び経済性や効率性に配慮した工程管理・工法についての提案の項目にて評価します。
16	要求水準書	5	1	6	(1)	3)			火葬場の建設事業となる本事業は開発行為に該当しないと考えて良いでしょうか。また、現斎場跡地整備工事、現斎場と新斎場の接続部分の整備工事も開発行為に該当しないと考えて良いでしょうか。	本事業は、公益上必要な建築物の整備を目的として行う開発行為に該当するため、基本的に開発行為の許可は不要です。
17	要求水準書	11	2	1	(1)	1)			新斎場敷地の面積が8,791㎡→9,010㎡に修正されていますが、どの範囲が増加したのかお示しください。	河川整備工事に伴い天端部分が敷地面積として有効に使えることが判明したため、増加しました。
18	要求水準書	11	2	1	(1)	1)			新斎場敷地の敷地面積が、要求水準書(案)から増加された理由をご教示願います。	No. 17の回答をご参照ください。
19	要求水準書	11	2	1	(1)	1)			松山市の関係条例「中高層建築物指導要綱」について、用途地域の指定のない地域であることから、建物高さが15m以下の場合、指導要綱の内容に非該当と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、建物は高さ10m以下を原則としています。10mを超える相応の理由がある場合は、その限りではありませんが、その場合であっても、必要最小限の高さに抑えるなど、横谷調整池から建物全体を見えにくくするよう十分な配慮が必要です。

No.	公表資料名称	頁	第	1	(1)	1)	①	他	質問内容	回答
20	要求水準書	12	2	1	(2)				現斎場と新斎場の接続部分の水路等整備後の形状が分かる資料をお示してください。いただいた資料のコンタ法面通りと考えてよろしいでしょうか。	水路等整備後の形状が分かる資料はありませんが、造成面と河川護岸天端との擦り付け法面となります。
21	要求水準書	13	2	1	(5)				造成工事について、建設工事着手の2026年には、新斎場敷地内の盛土部分について、沈下は安定していると考えてよろしいでしょうか。	愛媛県土木工事施工管理基準(H31.4)のP2-83、24道路土工での必須項目を確保した状態で造成工事を終了する予定です。
22	要求水準書	13	2	1	(5)				造成工事が令和7年度末に完成を予定しているとありますが建設工事の着手は令和8年4月以降で計画すれば宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	要求水準書	14	2	2	(2)				林道を利用している団体との協議は設計時に行うと考えて良いでしょうか。提案時に協議が必要な場合は団体名をお教えてください。	団体との協議は、事業着手後を想定しています。提案時においては協議を行う必要はありません。
24	要求水準書	15	2	3	(3)	2)			周囲のフェンスは擁壁側や水路側等侵入が不可能な部分には設置する必要がなく、必要に応じて落下防止等の対策を行うと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	要求水準書	15	2	3	(4)	1)	①		現斎場で使用している大型バスの定員をお教えてください。	定員は45～50名です。
26	要求水準書	15	2	3	(4)	1)	①		現斎場で使用している大型バスの利用頻度をお教えてください。(例、月に○回程度)	月に5回程度です。
27	要求水準書	15	2	3	(4)	1)	③		必要な駐車場台数とは普通自動車80台、大型車6台でしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、普通乗用車80台には、障がい者用3台の駐車場台数を含みます。
28	要求水準書	21	2	5	(3)	2)	②		畳スペースを設ける主な目的をお教えてください。着替えの場合は施錠が必要かと思います。	畳スペースの有無やその活用方法も事業者の提案によるものとします。
29	要求水準書	22	2	5	(3)	8)	①		冷蔵庫設置の目的をお教えてください。冷蔵庫で冷やすものは葬祭業者が持ち込む飲料ですか。給湯室で複数の葬祭業者が飲料を冷やすと管理が難しくなります。	葬祭業者が持ち込む飲食物や売店で使用する飲料等を冷やすことを想定していましたが、冷蔵庫の設置については、事業者の提案によるものとします。要求水準書の該当箇所は修正します。
30	要求水準書	23	2	5	(5)	2)	①		既存の霊灰塔の図面など資料をご教示ください。また、納骨堂について、現状維持とする範囲をご教示ください。	霊灰塔の図面は、「別紙5-6 霊灰塔参考図面」として追加公表します。また、納骨堂の現状維持とする範囲は、フェンスの内側とします。要求水準書の該当箇所は修正します。
31	要求水準書	24	2	6	(2)	6)	②		「発電装置の仕様は、～通常の火葬件数で3日間運転できるものとする。」とありますが、14基×2.5回転×3日間=105件という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	要求水準書	30	2	7	(5)	1)	③		「1排気系連続運転」とはどのような意味でしょうか、ご教示ください。また、タイムスケジュール上、同系列2炉同時運転がない場合は、検査は系列で年1回、計年7回としてもよろしいでしょうか。	1排気系連続運転とは、1炉運転時の着火から消火までの一連で排ガス検査を実施することを意味しています。供用開始時は全炉を対象に検査を行い、その後通常業務に支障が出ていないことを前提として、2炉ごとに検査を実施してください。要求水準書の該当箇所は修正します。
33	要求水準書	30	2	7	(5)	1)	③		排ガス基準及び臭気基準に係る排ガス検査を年1回火葬炉14基分を実施するとあります。排ガス等検査にかかる費用は高額なことから、他の事例では竣工時のみ全炉の検査を行い、維持管理運営期間中は任意の1炉のみの検査とすることもあります。20年間14基分を実施する理解で間違いありませんか。	No. 32の回答をご参照ください。
34	要求水準書	36	2	8	(1)	1)	①		多目的室は会議利用などで事業者及び市が使用する部屋と規定されております。一般利用に開放しない多目的室も予約対象とするのでしょうか。	多目的室は、一般利用を想定しないため、予約受付対象外とし、要求水準書の該当箇所は修正します。

No.	公表資料名称	頁	第	1	(1)	1)	①	他	質問内容	回答
35	要求水準書	36	2	8	(1)	1)	③		予約システムにより、市が松山市 斎場、北条斎場貴船苑及び中島斎場の予約を一元管理とありますが、帳票関係はどのように想定されているかご教授ください。 火葬・予約受付フローにあります、申請書及び許可証について、本システムで作成・出力出来る必要はありますでしょうか。 また、その他帳票で、本システムで作成・出力を想定されていますでしょうか。	北条斎場貴船苑及び中島斎場は、予約システムでの帳票の作成・出力ができる機能は不要です。 松山市斎場は、事業者の提案によるものとします。
36	要求水準書	37	2	8	(1)	1)	⑥		現在利用している予約システムの整備事業者をご教示ください。	四国情報管理センター株式会社です。
37	要求水準書	41	3	3	(2)				建設業務期間は『原則、週休二日制を加味した工程とする』とありますが、現場を毎週二日閉所とした工程ということでしょうか。	お見込みのとおりです。
38	要求水準書	45	3	5			③		原則…松山市に本社または本店を置く企業…とあります。松山市に本社または本店を置く企業が地元企業との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
39	要求水準書	47	3	6	(2)	2)	②		運営期間中の定期検査に当たり、敷地境界に付いては至近ヶ所1地点の検査を想定すればよいでしょうか。	原則、4方向としますが、合理的な測定が可能であれば、測定箇所を減らしても構いません。
40	要求水準書	47	3	6	(2)	3)			運営期間中の定期検査に当たり、敷地境界に付いては至近ヶ所1地点の検査を想定すればよいでしょうか。	No. 39の回答をご参照ください。
41	要求水準書	47	3	6	(2)	4)			運営期間中の定期検査に当たり、敷地境界に付いては至近ヶ所1地点の検査を想定すればよいでしょうか。	No. 39の回答をご参照ください。
42	要求水準書	50	4	2	(3)		①		現斎場の参考資料ですが仕上表等、他の設計図についても開示して頂けないでしょうか。	現斎場の図面は、生活衛生課窓口にて閲覧が可能です。 当該資料の閲覧を希望する場合には、前日までに来訪日時を電話にてご連絡ください。予約が重なった場合は、日時の変更をお願いいたしますので、ご承知おきください。
43	要求水準書	54	5	2	(5)	2)	④		業務の実施にあたっては、地元の人材等の活用に配慮すること。とあります。地元の人材とは松山市民との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 地域経済の活性化に加え、斎場の特殊性や緊急時の対応、地元との連携等を配慮した人材等の活用も検討してください。
44	要求水準書	54	5	2	(6)	1)	①		全体に係る提出物と重複する下記書類について、全体に係る提出物に必要な事項を含む形で書類作成をし、提出させていただくことは可能でしょうか？ 【火葬炉設備】 ・年間維持管理計画書 ・四半期報告書 【建築設備】 ・年間維持管理計画書 ・四半期報告書 ・業務報告書（月報） 【清掃、植栽外構、警備等】 ・年間維持管理計画書 ・四半期報告書 ・業務報告書（月報）	必要事項が記載されていることを確認できた場合に限り、全体に係る提出物として提出すれば要求水準書を満たすこととします。 ただし、質問に記載された書類のうち、次の書類は必ず提出することとさせていただきます。 【火葬炉設備】 ・年間維持管理計画書 【建築設備】 ・年間維持管理計画書 ・業務報告書（月報） 【清掃、植栽外構、警備等】 ・年間維持管理計画書 ・業務報告書（月報）
45	要求水準書	64	6	2	(2)	2)	⑥		業務の実施にあたっては、地元の人材等の活用に配慮すること。とあります。地元の人材とは松山市民との理解でよろしいでしょうか。	No. 43の回答をご参照ください。

No.	公表資料名称	頁	第	1	(1)	1)	①	他	質問内容	回答
46	要求水準書	65	6	3	(1)				1か月の日毎における火葬件数のばらつきをお教えてください。(例1~3件〇日、3~10件〇日、10~22件〇日)	令和6年3月の日毎における火葬件数のばらつきは下記のとおりです。 ・1~10件：0日 ・11~20件：15日 ・21~30件：11日
47	要求水準書	66	6	5					現斎場の早着、遅着の程度、頻度をお教えてください。(例15分程度の早着、遅着が約5割等)	約15分の早着、遅着が3割程度です。
48	要求水準書	67	6	6			②		火葬料等の収納について、市が指定する金融機関に払い込むこと、との記載がありますが、納付方法や納付頻度は事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	支払方法は、現在と同様の現金納付を想定しています。また、納付頻度は事業者の提案によるものとしますが、可能な限り速やかに指定金融機関に払い込むように配慮してください。
49	要求水準書	別紙2						造成計画平面図	造成計画平面図について、法面およびの法尻に記載されている側溝は、造成工事側で設置されるものとし、敷地内雨水の接続先としてもよろしいでしょうか。	適切な流量計算を行い、問題がなければ接続は可能です。
50	要求水準書	別紙2						造成計画平面図	造成計画平面図に記載の素掘側溝および沈砂池は、造成工事による仮設の理解でよろしいでしょうか。造成工事完了後はどのような形態になりますでしょうか。	造成工事完了から建築工事開始までの汚濁防止施設として設置し、建築工事に引き渡す予定です。現場の引継時期によっては、施工中止も可能です。
51	要求水準書	別紙2						造成計画平面図	市道湯山75号線との架橋接続部について、進入路の幅や位置、舗装仕上などの仕様について、図面等でご教示お願いいたします。また架橋の手摺・ガードレールは造成工事で設置されるものと考えてよろしいでしょうか？その場合の仕様をご教示ください。	進入路となるボックスカルバートは、別紙2に示す造成計画平面図上測点N07+5~N09に位置し、延長は35mとなっています。造成工事は敷地造成までとし、舗装や安全施設等の設置は行いません。
52	要求水準書	別紙2						造成計画平面図	横谷川沿いの擁壁天端について、落下防止のための手摺等の設置は造成工事と考えてよろしいでしょうか？ その場合、手摺の仕様、設置位置などの詳細をご教示お願いいたします。	造成工事は敷地造成までとし、安全施設等の設置は行いません。
53	要求水準書	別紙2						造成計画平面図	別紙2（事業区域）のP3の図において敷地の北東部に切土と盛土で塗りつぶしが無い箇所がありますが、この部分は盛土をせず、現状法面のままということでしょうか。	造成面と河川護岸天端との擦り付け法面となります。
54	要求水準書	別紙2						造成計画平面図	「実施方針等に対する質問・意見 No.49」で回答されました、造成計画図に関連するデータの提供方法についてお示し願います。	造成計画図に関連するデータは、準備が整い次第、メールで提供します。データの提供を希望される場合は、生活衛生課までご連絡ください。
55	要求水準書	別紙6							浄化槽設置届出書ですが浄化槽本体の図面についても開示して頂けないでしょうか。	現浄化槽の図面は、「別紙6 浄化槽設置届出書」に図面を追加し、「別紙6 浄化槽関連資料」として追加公表します。
56	落札者決定基準	5	4	1					評価内容の「優れている」という基準はどのような基準なのか具体的に定義願います。提案点60点において最低基準点30点を下回った時は失格となる評価方法です。審査員の全員がすべての項目を平均して「優れている」以上の評価を行わないと失格になります。要求水準書には抽象的な表現やあいまいな表現も多く、何の基準を持って優れていると評価するのか明確に定義をお願いいたします。	要求水準書に示す基準を満たしたうえで、提案内容の実現により得られる効果が明確であり、かつ、市が本事業に求める効果と整合している場合に優れていると評価します。
57	参加資格審査様式集							参-様式3(別紙1)	全ての建設企業の欄の③に「監理技術者(一級建築士または一級建築施工管理技士の資格を有する者)を配置していることを証する書類」とありますが、これは、②で提出する工事に監理技術者として有資格者を配置していることを証明する書類でよろしいでしょうか。	「監理技術者(一級建築士または一級建築施工管理技士の資格を有する者)を配置していることを証する書類」とは、本事業の実施体制において配置する監理技術者が、一級建築士または一級建築施工管理技士の資格を有していることを証する書類の提出を求めるものです。

No.	公表資料名称	頁	第	1	(1)	1)	①	他	質問内容	回答
58	参加資格審査様式集							参-様式3(別紙1)	全ての建設企業の欄の④で、専任で配置する監理技術者の資格・経験等を証する書類を求められています。これは参加表明時点で配置する技術者を特定しなくてはならないのでしょうか。	お見込みのとおりです。
59	参加資格審査様式集							参-様式3(別紙1)	参加表明時点で配置する技術者を特定しないといけない場合、実際の着工時期はかなり先であるため、現時点で技術者を特定し確保することは困難なため、工事着手前に技術者を変更することは可能でしょうか。	参加表明時に予定していた担当者から変更がある場合には、同等の資格及び実績を有することの証明書を別途提出のうえ、変更を認めます。
60	提案審査様式集	5	3					②	頁数制限が1/2となっている様式について、連続している様式(例えば、3-3、3-4)で合わせて1ページとして、ページ内の分量に制限はないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
61	提案審査様式集	6	3	2	(2)			火葬タイムテーブル	火葬タイムテーブルの提案を記載する該当様式がありません。火葬タイムテーブルは施設計画と運営計画の整合を確認するための大切な資料であると考えます。様式4-7運営業務の添付資料としてA3版1枚で提出しても宜しいでしょうか。	火葬タイムテーブルは、様式4-7の内容として必要に応じて記載してください。ただし、図表の大きさ等の都合から様式内に収めることが難しい場合においては、火葬タイムテーブルの拡大版等を補足資料としてA3版1枚で添付することを認めます。ただし、補足資料に記載する内容は、様式4-7に記載されている内容と同様のものとしてください。
62	提案審査様式集	8	3					②	提案図面等提出書類において、外観・内観透視図などのCGや工程表ソフトを使用するなどcad及びMS-Word又はExcelを利用せず作成した場合には、提出データはPDFのみとしてよろしいでしょうか	市で確認できないデータ形式で作成された資料については、PDFのみの提出を認めます。ただし、全体配置図、各階平面図、立面図、断面図、火葬炉計画等の主要な図面に関しては、DXF形式等でのデータ提出を原則とします。
63	提案審査様式集	8	3					②	「提案図面等 提出書類」の「火葬炉計画(縮尺適宜)」に、「配管図」の記載がありますが、頁数制限の中で配管の表記は困難と思われれます。省略しても宜しいでしょうか。また、A3 1枚のご指定がありますが、1枚でご指定の内容をすべて網羅するのは困難と考えます。A3 2枚としていただけないでしょうか。	配管図の記載内容は適宜省略することも可とします。また、頁数制限は、A3版2枚までに変更します。
64	提案審査様式集	9	4	2	(3)			No.5	①地元企業の活用…とありますが、地元企業とは、松山市内に本社または本店を置く企業との理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	お見込みのとおりです。
65	提案審査様式集	9	4	2	(3)			No.5	②地元雇用…とありますが、地元雇用とは、松山市民の雇用との理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	No. 43の回答をご参照ください。
66	提案審査様式集							様式5-2-3	キャッシュフロー表について、間接法での記載を想定した体裁になっていますが、分かり易い表示とするため直接法にて記載してもよろしいでしょうか。	直接法にてキャッシュフローを記載いただいてもかまいません。その場合は、様式を適宜修正してください。
67	提案審査様式集							様式5-4	リスク対応についての様式ですが、記載するリスク、提案する保険等の提案スペースを十分に確保するため、頁数制限を2から適宜に変更頂けないでしょうか。	様式5-4は、要点を絞り、A4版2枚に収まるよう作成してください。
68	提案審査様式集								提案書様式の「維持管理業務」、「運営業務」、「燃料費及び光熱水費」などの費用を算出するにあたり、想定される火葬件数が必要となります。令和10年度～令和29年度までの想定火葬件数をご教示いただくか、維持管理費等を算出するために用いる火葬件数をご提示ください。	「松山市斎場再整備基本計画策定業務 業務報告書(令和4年3月)」P72 図5-4 松山市斎場の火葬件数予測 の試算結果を「要求水準書別紙11 松山市斎場の火葬件数予測」として追加公表します。
69	支払方法説明書	2	2	1	(1)				一時払い分となる、起債対象と想定される施設整備業務費を具体的にお示しいただけますでしょうか。	起債対象となる施設整備業務の費目は、設計業務及び建設業務にかかる費用のうち、外構工事費、現斎場の解体・撤去に係る設計費及び建設工事費を除くものとします。

No.	公表資料名称	頁	第	1	(1)	1)	①	他	質問内容	回答
70	支払方法説明書	2	2	1	(1)				サービス購入料A-1の説明に「起債対象と想定される施設整備業務費の100%」という記載がありますが、具体的な金額あるいはサービス購入料A（元本部分）に占めるA-1部分の割合等、A-1部分の金額を特定するための情報をいただけますでしょうか。サービス購入料A-2に対応する借入金額を想定するために必要な情報となります。	No. 69を参照ください。
71	支払方法説明書	3	2	2	(1)				サービス購入料Aに関して、念のため確認させて下さい。サービス購入料Aに係る消費税を一括でお支払との記載ですが、A-1、A-2分あわせて、一括でのお支払いという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
72	支払方法説明書	3	2	2	(1)				サービス購入料Aに関して、A-1については、『起債対象と想定される施設整備業務費（税抜）の全額（100%）の金額』との記載ですが、サービス購入料Aを構成する各業務にかかる費用のうち対象となる費用につき具体的にご教示下さい。	No. 69を参照ください。
73	支払方法説明書	5	3	1	(2)		①		サービス購入料A-1の算定方法について「起債対象と想定される施設整備業務費（税抜）の全額（100%）」とありますが、起債対象となる業務とは対象となる業務の①～⑨のすべてと理解してよろしいでしょうか。	No. 69を参照ください。
74	支払方法説明書	8	4	3					サービス購入料Cは平準化して支払われるとのことですが、初回の対象期間が5カ月なので初回のみ5カ月分の金額となり、2回目以降は3カ月分の金額で均等額になると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
75	支払方法説明書	8	4	4					サービス購入料Dは平準化して支払われるとのことですが、初回の対象期間が5カ月なので初回のみ5カ月分の金額となり、2回目以降は3カ月分の金額で均等額になると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
76	支払方法説明書	10	5	1	(1)				金利変動によりサービス購入料A-2が増額改定となった場合、増額部分は引渡し翌年度となるR11年7月に支払われるとのことですが、サービス購入料A-2と対になっているSPC借入については金利改定後の金額を当初スケジュール通りに支払う必要があるため一時的に増額部分相当の資金をSPCにて立替える必要が生じます。この場合のSPC立替えコストについてもR11年7月にお支払いいただけると考えてよろしいでしょうか。	立替えコストが発生した場合は、事業者の負担とします。
77	支払方法説明書	10	5	1	(1)	2)			サービス購入料A-2の改定方法について「金利確定日は本施設の引き渡し日（令和10年8月1日）の2営業日前の日（令和10年7月28日）」とありますが、事業者提案により本施設の引き渡しを短縮した場合には短縮した引き渡し日の2営業日前が金利確定日になると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
78	支払方法説明書	10	5	1	(2)	1)			物価変動により建設業務費が増額改定される場合、建設期間中のSPCの資金調達金額も増額されるため、当該増額にかかる建設期間中の金利支払の増額分についても、改定の対象としてご検討頂けないでしょうか。	改定対象対価に建設業務費に係る建設期間中金利も含まれており、支払方法説明書P10「物価変動による改定」の規定により対価改定の増減額を算定します。
79	支払方法説明書	11	5	1	(2)	3)	①		対価改定について、本施設の整備費、現斎場解体・撤去及び跡地整備業務とで分けて行う、とありますが、改定に用いる指標は同一指標によって改定計算を行う、との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	公表資料名称	頁	第	1	(1)	1)	①	他	質問内容	回答
80	支払方法説明書	11	5	1	(2)	3)	②		対価改定の算定式の $\alpha 1$ が入札日の属する月の指標値となっていますが、公告日の属する月の指標値としていただくことで、公告日から入札日までの物価上昇分を考慮しない入札価格となります。公告日への変更を検討いただけないでしょうか。	予定価格は、入札公告日から入札日までの物価上昇も考慮して決定していることから、対価改定の算定式は原文のままです。
81	支払方法説明書	11	5	1	(2)	3)	②		「対価改定の算定式 $\alpha 1$ が入札日の属する月の指標値」となっていますが、公告日から入札日まで5か月程度あるため物価上昇分が反映されない可能性があります。 $\alpha 1$ を公告日の属する月の指標への変更をご検討いただけないでしょうか。	No. 80の回答をご参照ください。
82	支払方法説明書	11	5	1	(2)	3)	②		対価改定の計算式のうち、 $\alpha 1$ が入札日の属する月の指標値となっていますが、日本PPP・PFI協会から内閣府に提言もなされているように「公告日の属する月の指標値」とすることを検討いただけないでしょうか。	No. 80の回答をご参照ください。
83	支払方法説明書	12	5	2	(1)	3)			対価の改定手続にて、「事業者は、毎年度9月末日までに、根拠となる資料を添付して翌年度のサービス購入料 C及びDの合計金額を市へ報告し、市の確認を受ける。改定を行わない場合も同様とする。」とありますが、入札後から物価変動は発生していきますので、施設整備期間もサービス購入料C及びDの改定手続きを実施していただけるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
84	モニタリング減額方法説明書	3	1	3					本施設供用開始後のモニタリング実施計画書は、特定事業契約書(案)に定められる期日(本施設引渡予定日の【4箇月前まで】)まで確定される業務計画書に基づき策定することとなっています。そのため、特定事業契約書締結後に作成するモニタリング実施計画書については本施設共用開始前までにかかるモニタリング実施計画書の作成という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
85	基本協定書(案)	4	7条	1項					「特定事業契約締結前であっても～必要な準備行為を行うことができる」とありますが、事前調査業務や設計業務を行っても良いという理解でよろしいでしょうか。	事業者の自己の責任及び費用で実施できる範囲であれば、市と協議のうえで、事前調査業務や設計業務を行うことも可とします。
86	基本協定書(案)	4	8条	3項					念の為の確認にはなりますが、「構成企業及び協力企業が(中略)違約金を市に支払う義務を連帯して負担する。」とありますが、当該違約金の支払対象は、基本協定書(案)前文にて定義されている「グループを構成する末尾当事者(構成企業)欄に記名押印する各社」であり、「事業予定者(SPC)」ではないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。第8条第3項に基づく違約金の支払義務は、SPCではなく「構成企業」が連帯して負担します。
87	基本協定書(案)	4	8条	4項					貴市に費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	原則、市が負担することを想定していますが、詳細については、市と事業者で協議のうえ決定します。
88	特定事業契約書(案)	3	6条	1項					事業者がプロジェクトファイナンスにて資金調達する場合、事業契約上にて事業者が有する債権や地位、権利義務、並びに事業者の株式に対する担保設定を金融機関から依頼されることとなります。その場合、貴市からの事前の承諾を頂けるものとの理解にて宜しいでしょうか。	事業者から提出される承諾依頼書の内容も踏まえて、市の合理的な裁量により判断します。
89	特定事業契約書(案)	4	10条	5項					貴市に増加費用または損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 87の回答をご参照ください。

No.	公表資料名称	頁	第	1	(1)	1)	①	他	質問内容	回答
90	特定事業契約書 (案)	5	13条	1項					念の為の確認ですが、事前調査報告書の内容に係る貴市からの承認の通知は、書面での交付を頂けるとの理解にてよろしいでしょうか。	市と事業者で協議のうえ決定することとします。
91	特定事業契約書 (案)	5	13条	2項					貴市にご負担を頂く、事業用地に関する資料の不備等に起因し生ずる事業者の費用には、合理的な金融費用（弁護士費用等の専門家コスト、ブレイクファンディングコストを含むがそれらに限られない。）も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	No. 87の回答をご参照ください。
92	特定事業契約書 (案)	5	13条	2項					貴市に増加費用または損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解にてよろしいでしょうか。	No. 87の回答をご参照ください。
93	特定事業契約書 (案)	5	13条	3項					貴市に増加費用および損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解にてよろしいでしょうか。	No. 87の回答をご参照ください。
94	特定事業契約書 (案)	5	13条	3項					貴市にご負担を頂く、地中障害物等に起因し生ずる事業者の費用には、合理的な金融費用（弁護士費用等の専門家コスト、ブレイクファンディングコストを含むがそれらに限られない。）も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	No. 87の回答をご参照ください。
95	特定事業契約書 (案)	6	15条	3項					念の為の確認ですが、基本設計図書の内容に係る貴市からの承認の通知は、書面での交付を頂けるとの理解にてよろしいでしょうか。	No. 90の回答をご参照ください。
96	特定事業契約書 (案)	7	15条	4項					念の為の確認ですが、実施設計図書の内容に係る貴市からの承認の通知は、書面での交付を頂けるとの理解にてよろしいでしょうか。	No. 90の回答をご参照ください。
97	特定事業契約書 (案)	7	15条	9項	(1)				貴市にご負担を頂く、設計遅延に伴い生ずる事業者の費用には、合理的な金融費用（弁護士費用等の専門家コスト、ブレイクファンディングコストを含むがそれらに限られない。）も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	No. 87の回答をご参照ください。
98	特定事業契約書 (案)	7	15条	9項	(1)				貴市に増加費用または損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解にてよろしいでしょうか。	No. 87の回答をご参照ください。
99	特定事業契約書 (案)	8	15条	9項	(3)				貴市に増加費用および損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解にてよろしいでしょうか。	No. 87の回答をご参照ください。
100	特定事業契約書 (案)	10	21条	4項	(1)				貴市にご負担を頂く、建設工事遅延に伴い生ずる事業者の費用には、合理的な金融費用（弁護士費用等の専門家コスト、ブレイクファンディングコストを含むがそれらに限られない。）も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	No. 87の回答をご参照ください。
101	特定事業契約書 (案)	11	27条						貴市に増加費用および損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解にてよろしいでしょうか。	No. 87の回答をご参照ください。
102	特定事業契約書 (案)	12	28条	6項					貴市にご負担を頂く、住民反対運動又は訴訟に起因し生ずる事業者の費用には、合理的な金融費用（弁護士費用等の専門家コスト、ブレイクファンディングコストを含むがそれらに限られない。）も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	No. 87の回答をご参照ください。
103	特定事業契約書 (案)	12	28条	6項					貴市に増加費用および損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解にてよろしいでしょうか。	No. 87の回答をご参照ください。

No.	公表資料名称	頁	第	1	(1)	1)	①	他	質問内容	回答
104	特定事業契約書 (案)	14	32条	3項					貴市に増加費用または損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 87の回答をご参照ください。
105	特定事業契約書 (案)	14	32条	3項					貴市にご負担を頂く、工事の中止に伴い生じた事業者の費用には、合理的な金融費用（弁護士費用等の専門家コスト、ブレイクファンディングコストを含むがそれらに限られない。）も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	No. 87の回答をご参照ください。
106	特定事業契約書 (案)	14	33条	1項					貴市にご負担を頂く、第三者に損害が発生したことに伴い生じた事業者の費用には、合理的な金融費用（弁護士費用等の専門家コスト、ブレイクファンディングコストを含むがそれらに限られない。）も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	No. 87の回答をご参照ください。
107	特定事業契約書 (案)	19	42条	1項					引渡し完了した場合、貴市より引渡しを証する書面を発行いただけますでしょうか。また、その場合、当該書面の発行にはどの程度の期間を要するかご教示いただけますでしょうか。金融機関による融資に際して必要となる書類であることから、引渡予定日当日に交付いただけますようご配慮をお願いいたします。	必要に応じて、可能な範囲で対応します。
108	特定事業契約書 (案)	20	43条	4項					「別紙9の様式による保証書を差し入れる」とありますが、提出の時期はいつ頃になりますでしょうか。工事着手前という理解でよろしいでしょうか。	工事着手前の提出を想定しています。
109	特定事業契約書 (案)	20	45条	1項					貴市にご負担を頂く、引渡し遅延に伴い生じた事業者の費用には、合理的な金融費用（弁護士費用等の専門家コスト、ブレイクファンディングコストを含むがそれらに限られない。）も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	No. 87の回答をご参照ください。
110	特定事業契約書 (案)	22	51条	3項	(1)				貴市に増加費用または損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 87の回答をご参照ください。
111	特定事業契約書 (案)	22	51条	3項	(1)				貴市にご負担を頂く、維持管理業務及び運営業務に要する事業者の費用には、合理的な金融費用（弁護士費用等の専門家コスト、ブレイクファンディングコストを含むがそれらに限られない。）も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	No. 87の回答をご参照ください。
112	特定事業契約書 (案)	22	51条	3項	(3)				貴市に増加費用および損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 87の回答をご参照ください。
113	特定事業契約書 (案)	24	57条	1項					「維持管理業務計画書に定めのない修繕を行う場合は市の事前の書面による承諾を得なければならない」とありますが、突発的な修繕の実施に支障をきたす可能性があるため、「市の事前の書面による承諾を得なければならない。」部分を削除し、事前に市に内容及びその他の必要事項を通知すれば足りることとしていただけないでしょうか。	原則として、市の事前の書面による承諾を得る必要がありますが、本施設の運営に影響する突発的な修繕の発生においては、市の事前の書面による承諾を待たずに修繕の実施を行うことができることとします。 特定事業契約書（案）の該当箇所は修正します。
114	特定事業契約書 (案)	24	57条	2項					本施設の引き渡しが完了される日までに本施設に係る長期修繕計画書を作成することとなっていますが、長期修繕計画書は別紙14に示される工事完成図書に基づき作成することが適切だと思慮するため、工事完成図書の提出から3か月以内の作成、提出に変更いただけないでしょうか。	長期修繕計画書の提出は、工事完成図書の提出から3か月以内の作成、提出を認めることとします。 要求水準書及び特定事業契約書（案）の該当箇所は修正します。
115	特定事業契約書 (案)	26	61条	1項					貴市にご負担を頂く、第三者に損害が生じたことに伴い要した事業者の費用には、合理的な金融費用（弁護士費用等の専門家コスト、ブレイクファンディングコストを含むがそれらに限られない。）も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	No. 87の回答をご参照ください。

No.	公表資料名称	頁	第	1	(1)	1)	①	他	質問内容	回答
116	特定事業契約書 (案)	30	67条	4項					貴市が支払対象とされる出来形部分には、当該出来形を構築する上で必要であった費用（事前調査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等）も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	No. 87の回答をご参照ください。
117	特定事業契約書 (案)	30	67条	4項					貴市よりお支払いを頂く本件施設の出来形部分については、①貴市のご確認を頂いた事前調査報告書、②貴市のご確認を頂いた基本設計図書、③貴市のご確認を頂いた実施設計図書、④また、当該出来形を形成する上で必要となった合理的なSPC経費（SPC設立費用、金融費用等、事前調査費用等）も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	No. 87の回答をご参照ください。
118	特定事業契約書 (案)	30	67条	4項					念の為の確認ですが、出来形部分については事業者帰責か否かに関わらず、原則として貴市に買い取っていただけるとの認識にてよろしいでしょうか。金融機関が建設期間中に事業者に融資を行う際には、貴市から事業者が受領する施設整備業務に係るサービス対価が唯一の返済原資となるため、事業者が融資を受けるにあたって非常に重要なポイントになります。	出来形部分は、出来形部分の内容、事業契約の解除の原因となった理由、事業者の帰責性の程度等も踏まえた上で、市の合理的な裁量により判断します。
119	特定事業契約書 (案)	30	67条	4項					念のための確認ですが、違約金請求権と施設の出来形との相殺が認められていますが、履行保証保険が付保されている場合には、当該相殺に先んじて、当該保証金又は保険金を違約金の支払に充当していただける理解でよろしいでしょうか。契約保証金や履行保証保険は事業者の違約金債務を担保するためのものであって、その性質上、先に違約金に充当されるべきものと考えています。万が一、貴市が違約金請求権と出来形部分の工事費相当額との相殺を先にできるとしますと、貴市は出来形部分の工事費相当額の支払義務の一部を免れる一方で、貴市を被保険者とする履行保証保険に係る保険金も受領できるため、二重取りとなり、不合理な帰結になると存じます。引渡日後についても同様です。	質問中の「市の二重取り」は生じません。特定事業契約書（案）の修正については、別途検討します。
120	特定事業契約書 (案)	30	68条	2項					貴市が支払対象とされる出来形部分には、当該出来形を構築する上で必要であった費用（事前調査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等）も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	No. 87の回答をご参照ください。
121	特定事業契約書 (案)	30	68条	2項					買受対象とする出来形部分には、当該出来形を構築する上で必要であった費用（事前調査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等）も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	No. 87の回答をご参照ください。
122	特定事業契約書 (案)	30	68条	3項					貴市にご負担を頂く、事業者の損害及び増加費用にかかる費用には、合理的な金融費用（弁護士費用等の専門家コストやブレイクファンディングコストを含むがそれらに限られない。）も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	No. 87の回答をご参照ください。
123	特定事業契約書 (案)	30	68条	3項					貴市に増加費用および損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	No. 87の回答をご参照ください。
124	特定事業契約書 (案)	30	68条	3項					損害にかかる費用には、合理的な金融費用（ブレイクファンディングコストを含む。）も含まれる理解でよろしいでしょうか。	No. 87の回答をご参照ください。
125	特定事業契約書 (案)	31	69条	3項					貴市が支払対象とされる出来形部分には、当該出来形を構築する上で必要であった費用（事前調査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等）も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	No. 87の回答をご参照ください。

No.	公表資料名称	頁	第	1	(1)	1)	①	他	質問内容	回答
126	特定事業契約書 (案)	31	70条	3項					貴市が支払対象とされる出来形部分には、当該出来形を構築する上で必要であった費用（事前調査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等）も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	No. 87の回答をご参照ください。
127	特定事業契約書 (案)	33	72条	3項					貴市に増加費用および損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 87の回答をご参照ください。
128	特定事業契約書 (案)	33	72条	3項					貴市にご負担を頂く、事業者の損害及び増加費用にかかる費用には、合理的な金融費用（弁護士費用等の専門家コストやブレイクファンディングコストを含むがそれらに限られない。）も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	No. 87の回答をご参照ください。
129	特定事業契約書 (案)	33	74条	2項					貴市に費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 87の回答をご参照ください。
130	特定事業契約書 (案)	37	81条						貴市に増加費用または損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 87の回答をご参照ください。
131	特定事業契約書 (案)	37	83条						貴市に増加費用または損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 87の回答をご参照ください。
132	特定事業契約書 (案)	37	84条						貴市に損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 87の回答をご参照ください。
133	特定事業契約書 (案)	別紙 10		3	(1)			※	所有権を移転した施設は、市において建物総合損害共済に加入予定と記載があり、施設の火災保険においても、市で加入されるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
134	特定事業契約書 (案)	別紙 12		1					貴市に増加費用および損害を負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 87の回答をご参照ください。
135	特定事業契約書 (案)	別紙 12		2					貴市に増加費用および損害を負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 87の回答をご参照ください。